

令和5年度 神戸市医療的ケア児等コーディネーター研修

# 神戸市こども家庭局における 医療的ケア児保育支援事業



神戸市こども家庭局  
幼保事業課

## 神戸市の取り組み

### ○児童福祉法の改正

2016（H28）年5月25日成立・同年6月3日公布

### ○2017（H29）年度～こども家庭局「神戸市療育ネットワーク会議」



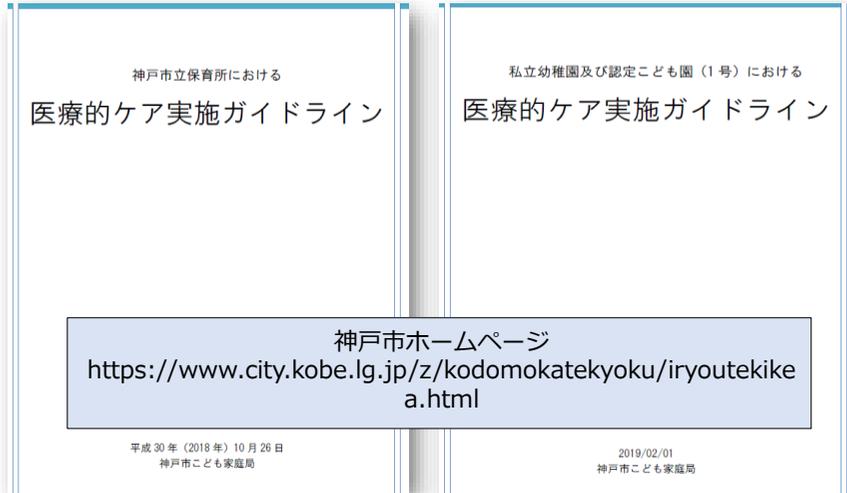
「医療的ケア児の支援施策検討会議」（有識者会議）

⇒支援の課題・対応策について、継続的な意見交換・情報共有

神戸市医療的ケア児保育支援事業 2018（H30）年度～  
⇒教育・保育施設への医療的ケア児の入所を支援する事業

- 受け入れ体制の整備に関する補助
- 医療的ケアを行う看護師の雇用に関する補助
- 事業の実施に関する研修への補助

## 医療的ケア実施ガイドライン



3

## 安全な受け入れのために

- 受け入れ施設とケアの提供者
- 施設利用要件
- 提供する医療的ケア
- 医療的ケアに関する主治医の意見書
- 医療的ケアに関する指示書に沿ったケアの提供
- 巡回指導看護師の配置と役割
- 医療的ケア委員会の開催
- 同行受診の実施
- 施設内での研修会の開催
- 関係機関との連携

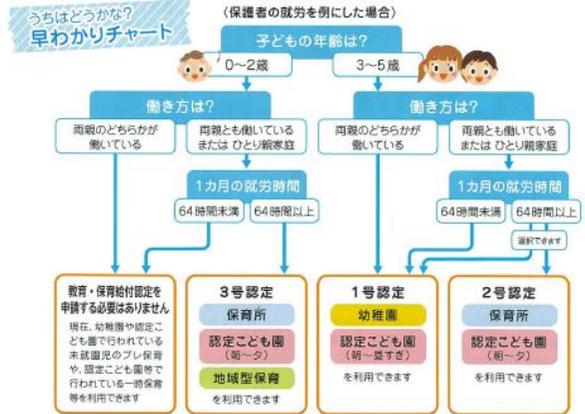


## 教育・保育給付認定の区分（1・2・3号）について

### 教育・保育給付認定の区分を確認!

認定区分	利用したい施設	保育の 必要性	幼稚園 (幼稚園の保育)	保育所	認定こども園		地域型 保育
					朝～昼すぎ	朝～夕	
満3歳 以上	教育標準時間認定 1号認定	なし	●	●	●	●	●
	保育認定 2号認定	あり	●	●	●	●	●
満3歳 未満	保育認定 3号認定	あり	●	●	●	●	●

●実例に記入されている年齢や利用時間は各施設で異なります



## 【受け入れ施設とケアの提供者】

### 神戸市子ども家庭局

私立認定こども園  
私立保育園 等  
市立保育所

給付認定2号・3号のこどもについては、  
拠点となる施設で、施設で雇用し、  
常駐する看護師がケアを提供

私立幼稚園  
私立認定こども園

1号認定こどもについては、  
受け入れ可能な園で、  
訪問看護STから訪問する看護師がケアを提供

### 神戸市教育委員会

市立幼稚園・・・訪問看護STから訪問する看護師がケアを提供



【施設利用要件】  
**保育所・保育園・認定こども園**

\*給付認定：2号・3号のこども

**(1) 受け入れ可能時間 (= 看護師が常駐している時間)**

公立：9時～17時 (8時間)

私立：園と相談 (8時間)

**(2) 受け入れ可能年齢**

公立：2歳児クラス以上

私立：施設の受け入れ可能年齢



【施設利用要件】  
**私立幼稚園・認定こども園**

\*給付認定：1号のこども

**(1) 受け入れ可能時間**

教育標準時間 (4時間) 内

※訪問看護ステーションからの看護師派遣は週10時間を上限とし、  
 医療的ケアの実施に要する時間のみ

※預かり保育の時間帯は除く、通常の教育保育時間に限る

**(2) 受け入れ可能年齢**

3歳児クラス以上



## 【提供する医療的ケア】

- ①経管栄養（鼻腔、胃ろう・腸ろう）
- ②喀痰吸引（口腔内、鼻腔、気管切開口）
- ③酸素療法（鼻カニューラ・酸素マスク）
- ④導尿

すべてのケアの提供者は  
看護師

その他、施設、訪問看護ステーションで対応可能な医療的ケア

## 【医療的ケアに関する主治医の意見書】

### ○主治医による意見書

・意見書は、対象の医療的ケア児が、教育・保育施設において、集団生活が可能であるかどうかの医学的判断にともない作成されたもの

- \* 集団生活が可能とは・・・  
「集団の場においても状態が安定している」こと



(様式1) 神戶市長 養護 医療的ケアに関する主治医の意見書 No. 1

【児童氏名】 年 月 日 至 年 月 日 まで

【アレルギー】  有  無  
アレルギー( ) 症状( ) 注意事項( )

【診断名(看護医書名)】

【経過および現在の状況】 発症日 年 月 日

次観受診日 年 月 日 まで

【治療方針・ケア内容】  
 常服薬 月・週 ごと  
 手術予定(あり・なし) 年 月 ごろ  
 投薬(あり・なし) 内容:

※心療系のケアのみ  アプレーション治療  カテーテル治療  呼吸込み式除細動器(要領した装置)

【必要な医療的ケア】  
 呼吸器(鼻管、管、経口、経鼻、経気管挿入)  
 酸素療法(酸素カプラー、酸素マスク)  導尿  その他( )

【集団生活の中の生活】  満遍  好ましくない

【保育の知識】 ※年齢別の活動内容は、裏面(No. 2)を参照してください。  
 制限なし： 両年齢児童と同じ強度・速度の生活および運動が可能  
 制限あり： 本児童のペースで、発達に合った生活および運動が可能

【保育上の支援】 ※発達や生活上の問題など  
 保育上、特別な支援を  必要としない  部分的に必要とする  常に必要とする

【保育上必要とする特別な配慮の内容】

【緊急時の対応】

記入日 年 月 日 医師姓 氏名  
 住所  
 電話番号  
 R1.12 医師氏名

**意見書**  
 集団生活が可能かどうかの医師の判断に基づき作成される

0-1-1 集団生活 医療的ケアが必要な児童の保育の必要性 (心臓循環器科)

児童氏名

※下記の項目は医師が判断するべき項目です。この項目は医師が判断し、チェックするものではありません。

項目	医師の判断	注	備考
1 呼吸器ケア	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器) <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器) <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器)	呼吸器の種類 呼吸器の種類 呼吸器の種類	呼吸器の種類 呼吸器の種類 呼吸器の種類
2 酸素療法	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー) <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー) <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー)	酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類	酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類
3 導尿	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿) <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿) <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿)	導尿の種類 導尿の種類 導尿の種類	導尿の種類 導尿の種類 導尿の種類
4 その他	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(その他) <input type="checkbox"/> 必要とする(その他) <input type="checkbox"/> 必要とする(その他)	その他の種類 その他の種類 その他の種類	その他の種類 その他の種類 その他の種類

※判断する項目は0-1-2に付記されています。

医師の判断が「必要とする」場合は、必要とする理由を記載してください。

医師の判断が「必要としない」場合は、必要としない理由を記載してください。

医師の判断が「必要とする」場合は、必要とする理由を記載してください。

医師の判断が「必要としない」場合は、必要としない理由を記載してください。

0-1-2 集団生活 医療的ケアが必要な児童の保育の必要性 (心臓循環器科)

児童氏名

※下記の項目は医師が判断するべき項目です。この項目は医師が判断し、チェックするものではありません。

項目	医師の判断	注	備考
1 呼吸器ケア	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器) <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器) <input type="checkbox"/> 必要とする(呼吸器)	呼吸器の種類 呼吸器の種類 呼吸器の種類	呼吸器の種類 呼吸器の種類 呼吸器の種類
2 酸素療法	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー) <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー) <input type="checkbox"/> 必要とする(酸素カプラー)	酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類	酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類 酸素カプラーの種類
3 導尿	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿) <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿) <input type="checkbox"/> 必要とする(導尿)	導尿の種類 導尿の種類 導尿の種類	導尿の種類 導尿の種類 導尿の種類
4 その他	<input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 必要とする(その他) <input type="checkbox"/> 必要とする(その他) <input type="checkbox"/> 必要とする(その他)	その他の種類 その他の種類 その他の種類	その他の種類 その他の種類 その他の種類

※判断する項目は0-1-2に付記されています。

医師の判断が「必要とする」場合は、必要とする理由を記載してください。

医師の判断が「必要としない」場合は、必要としない理由を記載してください。

医師の判断が「必要とする」場合は、必要とする理由を記載してください。

医師の判断が「必要としない」場合は、必要としない理由を記載してください。

## 【医療的ケアに関する指示書に沿ったケアの提供】

### ○主治医による指示書の作成

- 指示書は、看護師が実施する医療的ケアについて指示したもの
- 指示書に沿ってケア計画を立案し、提供



## 【巡回指導看護師の配置と役割】

- こども家庭局幼保事業課に配置

### 【入所前】

- 入所に係る調整事務
- 保護者・施設長面談等における助言・指導

### 【入所後】

- 医療的ケアを実施している施設を巡回
- 医療的ケアの実施状況を確認し、助言・指導

13

## 【（入所についての）医療的ケア委員会の開催】

### 【参加者】

施設長、担当看護師、担当保育士、嘱託医（園医）、  
神戸市（事務職員・看護師・保育士・医師）

### ○受け入れ可否について検討

#### 【内容】

- 病状は安定しているか
- 医療的ケアの内容・頻度は妥当か
- 担当する看護師が実施可能なケア内容か
- 医療的ケアを実施する環境は整っているか（設備、物品等）
- 保育に際して予測されるリスクは何か
- 緊急時の対応の流れ、搬送先は明確にされているか
- 課題の確認と同行受診時に確認する内容の整理、等

14

## 入所（園）後の受入れ施設への支援体制

### 医療的ケア巡回相談の実施と医療的ケア委員会の開催

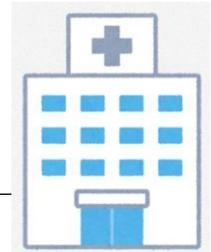
※必要に応じて出席

		保 育 施 設(2・3号)	1号・私立幼稚園等
巡回 相談	実施頻度	概ね3カ月～4カ月ごと	概ね3カ月～4カ月ごと(学期ごと)
	担 当	市職員(看護師、医師※)	市職員(看護師、医師※)
	内 容	教育・保育状況の確認及び助言・指導	教育・保育状況の確認及び助言・指導
委員会	実施頻度	概ね3カ月～4カ月ごと	概ね3カ月～4カ月ごと(学期ごと)
	出席者	施設(施設長・看護師・担任等)、市職員(事務、看護師、医師)、嘱託医※	施設(施設長・担任等)、保護者、訪問看護STの看護師、市職員(事務、看護師、医師)、園医※
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間における児童の健康状態の把握(情報の共有)</li> <li>安全なケアの提供に向けた助言・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係者間における児童の健康状態の把握(情報の共有)</li> <li>安全なケアの提供に向けた助言・指導</li> </ul>

## 【同行受診】

### 【参加者】

本人、保護者、主治医、担当看護師、担当保育士、  
神戸市（看護師・保育士・医師）



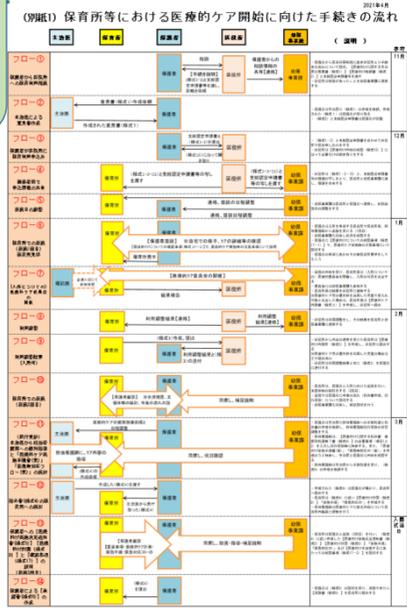
### ○受け入れ前と必要時に実施

#### 【内容】

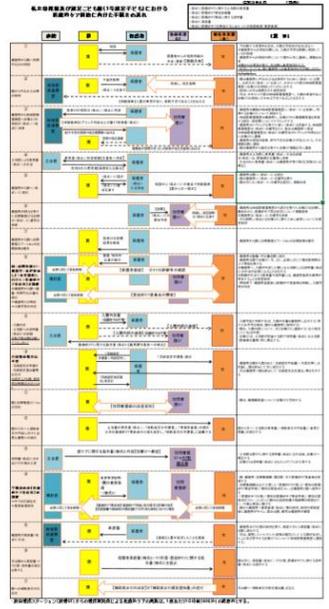
- 保護者同席のもと、カンファレンスで主治医に病状、予測される変化、緊急時の対応、集団生活における配慮事項等について確認
- 担当看護師が、**主治医からケアについて指導**を受ける（保護者了解の上で動画も撮影）
- 担当看護師が意見書や面談をもとに事前に作成した「ケア実施手順」「緊急対応フロー」「看護観察・ケア記録」の内容を主治医が確認
- 研修の修了に伴い、主治医が「**医療的ケアに関する指示書 兼 個別指導修了書**」を作成

# 受け入れまでの流れ

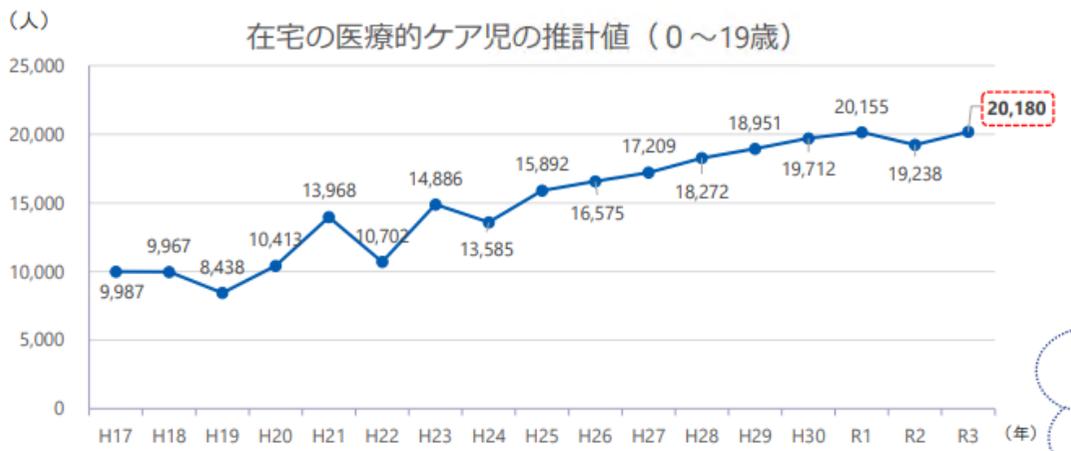
保育施設(2・3号)  
⇒14過程  
・3回の面談  
・医療的ケア委員会の開催  
・同行受診



幼稚園(1号)  
⇒17過程  
・3回の面談  
・利用する訪問看護ST決定について、かかりつけ医の協力  
・医療的ケア委員会の開催



## 医療的ケア児の推移 (全国、厚労省資料)



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



# 医療的ケア児保育支援事業実施施設（2023年度）

## （1）保育を必要とする事由のあるこども（認定こども園、保育園、保育所、小規模保育事業）

区	施設名	開始年度
東灘	連こ おかもと虹こども園	R元
	公保 本山保育所	R4
	公保 魚崎保育所	R4
灘	連こ めばえの園認定こども園	R元
中央	連こ 友愛幼児園	R2
	私保 くすのき愛児園	R4
兵庫	公保 松原保育所	H30
北	連こ このみ保育園	R2
	連こ 頌栄保育園	R4
北神	連こ つきかげ認定こども園	R5
長田	公保 ふたば保育所	R2
須磨	公保 須磨保育所	H30
	私保 若宮保育園わかみや分園	R5
北須磨	公保 菅の台保育所	R4
垂水	小) ちっちゃなこども園ふたば	H30
	私保 舞多聞よつば保育園	H30
	連こ かすみがおか虹こども園	R4
西	連こ あさひ保育園	H30
	公保 玉津保育所	R4

連こ) 幼保連携型認定こども園  
私保) 私立保育園  
公保) 公立保育所  
小) 小規模保育事業



## （2）保育を必要とする事由のないこども（幼稚園、1号認定） ⇒受け入れ可能な幼稚園、認定こども園

# 保護者への案内用チラシ（区役所に配置）

### 2・3号こども用

### 1号こども用

神戸市教育・保育施設等において、  
お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

2022.12

1. 保育施設への申し込みにあたって

神戸市では、緊急な保育・保育施設等において、緊急時対応、保護者が、日常生活に必要な医療的ケアを実施している（以下「医療的ケア」）児童や障害児の保育施設（以下「こども園」）において、保育を必要とする状況で、医療的ケアが必要となる、下記①、利用申請の申し込み、利用申請を行うことができます。

なお、お子さまの健康状態や身体状況が安全に受け入れられると判断できない場合は、希望の施設への入所ができません。入所が認められない場合は、早急にご連絡ください。

2. 保育施設の手続きについて

通常の保育利用申し込みに加え、下記の手続きが必要です。

保育申請の受付  
保育申請の受付は、保育施設等において、医療的ケアに関する主治医の診断書（様式1）、「医療的ケア実施計画書」（様式2）を提出する必要があります。

保育申請の受理  
入所を希望する医療的ケア児に対して施設が受け付けている場合は、施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

医療的ケア委員会  
お子さまの健康状態や施設長の受入体制等が安全に受け入れられると判断でき、利用可能な場合は、希望の施設へ入所が決定いたします。

利用開始（保育）  
利用開始は、希望の施設長が「主治医の意見書」（様式1）を提出し、（※注1、4月1日（1号認定）のみ）

利用開始後  
入所した場合は、入所を希望する医療的ケア児の健康状態や施設長の受入体制等が安全に受け入れられると判断でき、施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

重要事項説明を受ける時期  
入所した場合は、入所を希望する医療的ケア児の健康状態や施設長の受入体制等が安全に受け入れられると判断でき、施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

3. 日常生活に必要な医療的ケア

軽度な障害（身体に障害がない状態）を除く、障がい者（身体障害者）の施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

4. 注意事項

本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。

施設により、入所可能な年齢が異なる場合があります。医療的ケアの種類により、希望の施設長とご相談ください。

希望の施設長とご相談ください。入所できない場合は、早急にご連絡ください。

2022.12

5. 受け入れ可能な施設

入所希望、早急にご主治医の意見書（様式1）を提出し、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

施設長の受け入れ人数には制限があります。

6. 受け入れ可能な施設

施設名	住所	電話番号	対象年齢	受け入れ人数	備考
連こ 北の浜こども園	東灘区南2-2-4	412-2262	生後6か月～	5名	△
公保 本山保育所	東灘区南1-1-6	451-0567	2歳児クラス～	5名	△
公保 魚崎保育所	東灘区南2-1-11	411-4354	2歳児クラス～	5名	△
公保 このみ保育園	東灘区南4-2	806-3333	生後6か月～	5名	△
公保 菅の台保育所	中央区南2-2-20	233-5638	2歳児クラス～	5名	△
私保 くのき愛児園	中央区南6-11-1-101	381-9271	2歳児クラス～	5名	○
公保 松原保育所	兵庫区南2-2-27	651-5521	2歳児クラス～	5名	△
連こ このみ保育園	北区南1-2-29	583-2203	生後6か月～	5名	△
連こ 須磨保育所	北区南1-1-1	593-3893	生後6か月～	5名	△
連こ つきかげ認定こども園	北区南1-1-1-1	987-4154	2歳児クラス～	5名	△
公保 須磨保育所	須磨区南1-1-10	621-8561	2歳児クラス～	5名	△
公保 須磨保育所	須磨区南4-1-2	732-4842	2歳児クラス～	5名	△
公保 須磨保育所	須磨区南4-4	791-0678	2歳児クラス～	5名	△
公保 須磨保育所	須磨区南5-2-9	735-3277	1歳児クラス～	5名	△
小) ちっちゃなこども園ふたば	垂水区南2-2-6	798-5333	生後6か月～	5名	△
私保 舞多聞よつば保育園	垂水区南1-1-4	798-5333	生後6か月～	5名	△
連こ かのき保育園	東灘区南1-1-10	707-5354	2歳児クラス～	5名	△
連こ かのき保育園	東灘区南1-1-1	978-0120	生後6か月～	5名	△
公保 玉津保育所	西区南1-1-11	911-4009	2歳児クラス～	5名	△

7. 問い合わせ先

区	電話番号	住所	電話番号
東灘区	078-841-4131 (庁)	東灘区役所	078-579-2311 (庁)
灘区	078-843-7001 (庁)	灘区役所	078-731-4341 (庁)
中央区	078-325-1111 (庁)	中央区役所	078-751-3113 (庁)
兵庫区	078-511-1111 (庁)	兵庫区役所	078-708-5121 (庁)
北区	078-593-1111 (庁)	北区役所	078-940-9501 (庁)
北灘区	078-981-5377 (庁)	北灘区役所	

8. 問い合わせ先

区	住所	電話番号
この区役所	中央区加納町 6-5-1	078-331-6181 (庁)

認定こども園（1号認定）、私立幼稚園において  
お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ

2022.9

1. 受け入れ対象とする医療的ケアの内容

- 軽度な障害（身体に障害がない状態）を除く、障がい者（身体障害者）の施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。
- 障がい者（身体障害者）の施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。
- 障がい者（身体障害者）の施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。
- 障がい者（身体障害者）の施設長は、申請書類（様式1）を提出し、申請書類を提出した時点で、保育施設等において「主治医の意見書」（様式1）等に記入して提出します。

2. 補助の対象となる障害者

1歳未満10歳未満に達し、訪問看護ステーションからの看護継続派遣が可能である。

3. 注意事項

- 対応が可能な、入所を希望する認定こども園、幼稚園に相談ください。
- 本事業は、原則神戸市にお住まいの方を対象としています。
- 利用するには、「医療的ケアに関する主治医の意見書」が「医療的ケアに関する指示書」などの文書が必要となります。なお、主治医による文書作成にかかる費用については、保護者負担となります。
- 入園後、主治医の指示書は毎年毎年更新が必要となります。
- 公立幼稚園、保育園を希望して入所される場合は、別途制度があります。
- 公立幼稚園へ入園、保育園認定は利用申請を各区分役所・支所にて提出後、早急にご連絡ください。
- ※保育認定においては、実施施設が決定しております。

4. 問合せ先

区	住所	電話番号
この区役所	中央区加納町 6-5-1	078-331-6181 (庁)